

2022年1月28日

NGO・外務省定期協議会 令和3年度第2回連携推進委員会
配布資料

議題提案書

【 】協議事項

【●】報告事項

議題名：日本NGO連携無償資金協力(N連)関連
令和3年度事業の状況及び令和4年度事業の進め方

【提案者氏名、所属】

氏名：松田 俊夫

所属：外務省国際協力局民間援助連携室 室長

【議題提案の背景】

令和3年度の日本NGO連携無償資金協力(N連)の新規事業の案件選定プロセスにおいて事前の説明不足等により混乱を招いたとしてNGO側から問題提起がなされたことを受け、令和4年度N連事業をより効果的・効率的に実施する観点から、現在の検討状況についてNGO側に共有することが適当と考えられる。

【議題論点】(連携推進委員会で報告・議論したい点)

- ・令和3年度事業の状況
- ・令和4年度N連事業の審査プロセス
- ・令和4年度N連事業の実施要領の改訂方針
- ・一般管理費の検証に係る検討状況

以上

議題提案書

(1) 基本情報

議題種別	協議事項
議題名	日本 NGO 連携無償資金協力事業（N 連）における次年度以降の審査プロセスについて
提案者の氏名	井川 定一
提案者の所属	連携推進委員会 NGO 側
提案者の役職	調査提言員

(2) 議題提案の背景

2021 年度の日本 NGO 連携無償資金協力事業（N 連）における申請プロセスについて、去る 10 月 28 日に NGO・外務省定期協議会連携推進委員会 NGO 側委員会主催の「N 連審査プロセスに係る説明会」が開催された。その後の進展を踏まえ、現状や次年度の見込みについて共有いただきたい。

(3) 議題の論点（連携推進委員会で議論したい点）

- 1) 今年度の申請・採択状況についてエクセル表を使用した現状の説明
- 2) 今年度契約にむけた見通し
- 3) 次年度申請・審査プロセス、スケジュール等についての共有

(4) 出席を希望する外務省部局または担当者

民間援助連携室室長

以上

議題提案書

(1) 基本情報

議題種別	協議事項
議題名	日本 NGO 連携無償資金協力事業（N 連）の実施要項の改訂について
提案者の氏名	井川 定一
提案者の所属	連携推進委員会 NGO 側
提案者の役職	調査提言員

(2) 議題提案の背景

連携推進委員会 NGO 側では、2021年10月に全国 NGO に実施した意見集約アンケートを行ない、その結果を「2021（令和3）年度日本 NGO 連携無償資金協力 実施要領 改善提案項目」としてまとめた。その後、NGO 側委員と民連室では、タスクフォースを通じて、意見交換を行ってきた。

(3) 議題の論点（連携推進委員会で議論したい点）

これまで議論に挙げられた33項目のうち、時間の関係上、黄色の11項目について意見交換を行いたい。

(4) 出席を希望する外務省部局または担当者

民間援助連携室室長

以上

2021(令和3)年度日本NGO連携無償資金協力 実施要領 改善提案項目
(2022年1月17日タスクフォース用資料)

NGO・外務省定期協議会連携推進委員会NGO側委員会 作成

No	頁	改定要望事項	詳細	外務省回答(一回目)	NGO側質問・コメント
■一般管理費について					
1	10	現地や第三国のパートナー団体に一般管理費を適用していただきたい。	「現地化」の世界的潮流の中で、現地団体のフルコストリカバリーは義務であり、現状では、日本のODA事業において有能な現地パートナーと連携することが困難。	実施要領冒頭P1でも記載されている通り、N連は「日本の国際協力NGOが開発途上国・地域で自主的に企画・実施する」日本のODA政策の内容に沿った経済社会開発事業に対して外務省がODA資金を供与するものです。ついては、現地あるいは第三国の団体に対して一般管理費を計上することは困難です。	N連において主体が日本の国際協力NGOであることは理解しているが、実態として、現地提携団体をパートナーとして事業を実施せざるを得ないケースが多く、その際に、活動する以上、現地提携団体にも必要経費として一般管理費の支出が伴うために、対象としていただきたい。
2	18	優遇措置対象に「児童福祉」の項目を入れていただきたい。(例:アジアにおける貧困削減に資する事業(社会経済基盤開発、保健・医療、教育、児童福祉を含む。)また、優遇対象国に「レバノン」「タジキスタン」を入れていただきたい。(例:注2:対象となる中東・北アフリカ諸国・地域)	・開発協力大綱では、人間の安全保障の推進の下、子ども等、脆弱な立場にある人々の保護と能力強化について明記されているが、優遇措置対象外となっているため。 ・シリア難民の受入国という認識をされていたレバノンだが、難民受け入れによる影響、および2019年以降の国内の経済危機、COVID-19の影響、ベイルート大爆発等複合的な要因により、国としてかなり脆弱な状態に置かれている。2021年最新のSDGs国別ランキングでも中東周辺国(イラン、ヨルダン、エジプト等)の中でも、レバノンは順位が低くニーズが高い。また、タジキスタンは「欧州」に分類されているために除外されているが、タジキスタンを含む中央アジア地域は、他の欧州諸国と比べて開発の遅れが目立っており、特にタジキスタンはその中でも最貧国である。	関係部署と調整の上、検討致します。なお、「児童福祉」が具体的に何を指すのか不明のため、詳細な説明を頂ければ幸いです。	(左補足:タジキスタンは欧州のため対象化困難との回答あり)。児童養護施設やChild Friendly Space(CFS)の運営等を含めた「子どもの保護」等の活動を指す。 左「児童福祉」の提案において、高齢者や障がい者等も同様の状況であるため、「福祉」という項目で統一したい。
■申請時書類について					
3	22	「複数年事業の1年次には複数年合計分も必要です。」「(「予算詳細」の「留意事項」)と記載の通り、必要なものは、年度毎の予算ではなく、複数年合計分である理解を徹底していただきたい。	実施要領に基づき、複数年度合計分を提出しているにも関わらず、今年度は、年度毎の予算も出すように要求された団体もあり、混乱をきたしている。	必要性について改めて検討の上、次年度実施要領に反映致します。	検討結果を教えてください。
4	44	本部スタッフ(事業担当・経理担当)を1つの小項目へ統一していただきたい。	本部スタッフ(駐在)も現地スタッフも、事業担当と経理担当で分かれておらず、ここだけ分ける合理性がないとともに、分かれていることで、管理業務が煩雑化している。	ご提案頂いた方向性で検討いたします。	ありがとうございます。
5	55	成果と成果を測る指標の設定に関して、外務省の考え方や視点・方針などを具体的に例示し、明確にしてください。	外務省側が求める指標が、NGO側が考える指標と大きな乖離があり、一致点を見つけることが難しい。また外務省の求める指標が俗人的で、担当者や室内管理職の変更のたびに、大きく変わっている。何を求めているのかを明記していただきたい。	事業の分野、形態により、目標や成果の立て方も様々であり、分野毎に指標を例示することは困難です。	各分野ごとに例示することが困難であれば、これまでに指標について、各団体にどのようなコメントを出し、修正を促してきたのか、「考え方」や「視点」を説明をしていただく勉強会を開催していただきたい。外務省として、何を求めているのか説明できないということであれば、NGO側提出の指標を尊重していただきたい。
6	-	ガイドラインを英訳していただきたい。	英語のガイドラインがないため、現地職員や現地監査法人への説明に支障が生じているとともに、各団体が作成することは非効率であるため。	実施要領はあくまで日本のNGOに向けて作成しているものであり、外国語版作成についてはそもそも性質が異なるものと考えます。ついては、英語を含む外国語版の作成は想定されており、非日本語での説明は各団体の責任で実施願います。	以前は、外務省・NGO双方でその必要性について共通理解があり、外務省の方で作成するべく、NGO側でサンプルとして各団体で翻訳したものを提出までしている。外務省として、「想定してきている」からNGO側は作業をしてきたわけで、「想定していない」という回答は、議論になっていない。各団体が独自で英訳した要項に基づいて、海外の公認会計士等による調査を行うことについて、納税者に対して説明がつかないと思えないため、正規の英語の要項をだしていただきたいと要望している。
7	-	今年度版の「COVID-19感染拡大により事業に影響を受けた場合のQ&A」を共有していただきたい。	昨年度は説明をしていたが、今年度は説明を受けておらず、外務省としての対処方針が不明であるため。	本Q&Aも含め、COVID-19感染拡大における対処方針は定期的に改定する性質ではないとの理解により、昨年度お知らせした内容を基にして、ご相談時の状況や背景を踏まえた上で、対応しております。	昨年度のもの引き続き適用されるのが確認したい。在外公館担当者も、この点疑問に思っており、NGO・在外公館に状況を説明していただきたい。

■費目計上について					
8	2	ソフト中心の事業内容のみ(ないしは大部分)で構成される技術協力・技術移転事業は対象としません。の後に、既に民連室とNGOで合意されている事項である、「ただし、マニュアルやデータベースなど持続性のあるものについてはハードとして認める。総経費のうちハードの占める割合については問わない」を追記する。	民連室とNGOの合意事項が、現在の民連室に引き継がれておらず、問題が生じているため、既に合意されている事項については、明記していただきたい。	「既に合意されている事項」とは具体的に何を指すのか不明ですが、N連実施要領では、ハードの定義が明示的に決められている訳ではありません。N連は開発途上国・地域の社会経済開発の長期的な礎となる事業を対象としており、又、「ソフト中心の事業内容・経費積算のみ(または大部分)で構成される技術協力・技術移転事業は対象としない」旨も要件として記載しています。実際の案件選定審査では、これら要件が満たされているかも含めて個々に判断しているところ、右提案の記載はこの要件に必ずしも一致するとは考えていません。	以前はきちんと合意がされていた事項が、引き継がれていないことは信頼性に関わる。JICA草の根技術協力事業では、2020年度第2回パートナー型の募集では、22の応募に対して採択は3団体、内2団体は大学しかない。ODAにおける日本のNGOとの連携の全体像・ビジョンの中で、日本のNGOのソフト中心の事業は、どのコンポーネントで、どの規模の推移で、実施していくつもりか、説明をしていただきたい。左記のような事業形態も含め、N連の採択の可否に影響させないでいただきたい。
9	36	スタッフ研修費を計上できるようにしていただきたい。	事業を実施しながら職員の能力強化は、JICA草の根事業や海外の資金でも広く認められている。「現地化」の世界的潮流の中で、現地の能力強化は、事業実施上必須となっている。	N連は事業実施に必要な資金を供与する制度であり、スタッフの研修等、団体自身のキャパシティビルディングは一元的には団体負担と考えます。他方、令和元年度から団体基盤強化、人材育成、広報強化などを支援する一環として一般管理費を拡充しましたので、一般管理費の活用も検討してください。	JICA草の根事業や海外の資金でも広く認められている費目である中、N連では認めないことは合理的ではない。ODA事業の質を高めるための提案であり、認めていただきたい。
10	36	専門家派遣費において、「N連に従事する期間は、他の事業との兼務を避けてください」とあるが、「他事業を兼務する場合は、従事割合等をもとに適切に按分してください」と改定していただきたい。	同じ国で2事業実施しているケースにおいて、事業毎に渡航することを強いることは、税金の正しい利用方法とは言えない。	N連の専門家とは、事業活動に対しての専門的知識を有する有識者と理解されており、他事業活動にも同一専門家が従事することを想定していません。他方、実施要領P.36の記載は統一します。	想定していないのは理解したが、実際にNGOからは同一国で類似の事業を実施する場合、事業ごとに別の専門家を派遣することは旅費等が二重にかかり不経済で税金の遣い方として適正ではないと指摘があるわけなので、同一専門家が従事することも検討すべきではないか。
11	37、44	N連独自の日当、人件費上限をNGOとともに作成し、要項に明記していただきたい。	現在のJICA基準は公開されておらず、申請時認められたにも関わらず、事後審査で却下される等、混乱が続いている。また開発途上国では、専門性と大学卒業年数は比例しないことも多く、現状に即した基準にしていきたい。	人件費については汎用性の観点より、JICA基準を適用することとしております。なお、申請時の審査で認められた月額が事後審査で認められないことがあれば、民連室までご相談ください。	人件費上限額が公開されていない中での業務効率の悪さ(何度もやり取りが発生)から、以前のTFでN連独自のものを作成することも含め、議論がなされている。議論が後退している。
12	39	現地スタッフの疾病・傷害保険等私的保険料を直接費に計上できるようにしていただきたい。	COVID-19の影響を含め、国際スタッフの渡航や事業地訪問に大きな制限がかかる中、現地スタッフに疾病や傷害のリスクを転嫁することが、世界的に避難的になっている。BLM運動の流れにおいても、国際スタッフには保険計上を対象とし、現地スタッフは対象外とすることは、日本のODAは人種差別的と認識されかねず早急な対応が必要である。	事業実施国の法律で、雇用主が負担を義務づけられている現地スタッフの社会保障費はN連での計上が認められています。については、右条件に合致しない私的保険料については、(N連経費は、真に事業実施に必要な経費であるとの観点からも)N連経費計上は困難です。なお、本条件については国籍は問題ではなく、雇用形態の違いですので、人種差別的のご指摘には当たらないことを強く申し上げます。	国際スタッフの海外旅行保険は、「事業実施に真に必要な」で、より危険な状況に置かれている現地スタッフの保険は「事業実施に真に必要な」ではない理由は何か説明願いたい。改めて、最前線でリスクを取ってくれている現地スタッフや提携団体の疾病・傷害保険等私的保険料を直接費に計上できるようにしていただくよう願う。
13	42	掃除道具やメンテナンス用具を直接費に計上できるようにしていただきたい。	N連で建設した建物や機材、現地事務所のメンテナンスは、事業実施に不可欠であるため、	N連事業の成果として建築された建物や機材について、N連は社会経済開発の礎となるものを築く、あるいは供与することを想定しているスキームであり、メンテナンスに係る消耗品等については、譲渡先である管理団体の責任で賄われるべきものと考えます。現地事務所のメンテナンスは、借家であれば貸主負担が原則です。現地事務所を直接有する場合は、一般管理費での対応をご検討ください。	左に同じ
14	42	年一回を限度に一時帰国費用を直接費に計上できるようにしていただきたい。	COVID-19により赴任地の危険性が高まっているにも関わらず、過酷な開発途上国に長期滞在する職員が一時帰国できないことで、精神的・肉体的に疲弊し、早期離職や職員確保の困難さに拍車がかかっている。また一時帰国をN連予算上認められないことで、現地の危険度が高まって早期の退避の判断ができず、職員がより危険な状況に置かれている。	N連は事業実施に必要な資金を供与する制度です。一般的な福利厚生に計上については、一般管理費での対応をご検討ください。また、「現地の危険度が高まっても早期の退避の判断ができない」ことはN連経費計上の可否とは違う次元の話であり、「職員の安全が第一」との大原則に則り、各団体が責任を持って安全確保に最大限努力願います。	左に同じ
15	42	ワクチン接種を目的とした一時帰国費用を直接費に計上できるようにしていただきたい。	駐在員の健康管理に大きくかわかる事項であり、認めていただきたい。	まず前提として申し上げれば、直接費は資材材などの直接アウトプットされるものに係る費用ですので、同費目への計上はできません。N連は原則として事業実施に必要な資金を供与する制度であるとの観点からも、ワクチン接種を目的とした一時帰国費用を計上するのは困難です。	COVID-19がこれだけ蔓延し、多くの事業実施国において医療環境が十分ではない中、ワクチン接種は、命にも関わり、事業実施の必要条件となっています。在外公館にて接種ができないケースにおいては、本部スタッフ派遣費に計上できるようにしていただきたい。

16	42	短期渡航を直接費に計上できるようにしていただきたい。	COVID-19に関連して短期渡航が抑制されているが、事業管理費に必要であるため認めていただきたい。	短期渡航が何を指すのかにもよりますが、直接費は資機材などの直接アウトプットされるものに係る費用です。費目の点を除いて、短期渡航自体は必要性に応じて個別に判断していません。	短期渡航は3ヶ月以内を指している。COVID-19の蔓延により、判断が難しいケースもあると思うが、引き続き、その必要性を考慮し、可能な限り団体の判断を尊重する形で認めていただきたい。もし現時点で3ヶ月以内の出張や派遣を認めることが困難なケースがあるのであれば、教えていただきたい。(本部スタッフ(駐在)か本部スタッフ(事業担当)かどうか、基準は変わるのか)
17	43	「N連の支援対象となる海外旅行傷害保険料は傷害死亡(上限5千万円)、傷害後遺障害(上限5千万円)、治療・救済費用(無制限)、疾病死亡(上限3千万円)、賠償責任(上限1億円)、携行品損害の6項目が基本」と携行品を含めていただきたい。	オンラインでの見積もり取得において、保険会社各社では携行品損害を含めた補償で見積もり金額を提出することが多いことを受け、同項目を含むことによって、効率よく安価な金額の見積もりを保険会社から取得することが容易になる。また、携行品損害を付けておくことで、強盗等に遭遇した際、身を守ることに専念することが出来るほか、新規での再購入を避け、全体費用を抑えることができる。	海外旅行保険で言及される携行品とは、通常「保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品」が対象であり、仕事のみで使用されるものについては対象とされていないケースが多い様です。については、N連計上はN連事業の実施に真に必要なとされる経費を計上対象としているところ、個人の所有物が対象となる保険については、N連計上対象外と考えます。なお、実施要領では計上対象である保険基本5項目が含まれたセットプラン(携行品が付帯されているものも含む)が5項目単品より安価である場合は、セットプランでの計上を優先しておりますので、ご検討ください。	海外旅行保険では、所属団体から職員が無償で借り上げたパソコン等機材は対象となっており、またパソコンなしにN連事業は実施できず、真に必要なとされる経費となっている関係上、携行品損害は対象になると理解。
18	37、44	有給休暇分人件費も、N連事業従事者の人件費相応の割合で、実働時間として認識していただきたい。	N連の実働時間として認めていただけていない現在、労働者は、団体への負担を考慮して有給休暇をためらうケースが多い。日本政府として有給休暇取得を奨励している中(政府の数値目標では、2020年までに年次有給休暇の取得率を70%)、事業に必要な有給休暇については、経費として認めていただきたい。	有給休暇の重要性については論を待ちませんが、雇用者(労働者)の労務管理は一義的には雇用主である団体側の責任で賅われるべきものと考えます。また、N連は事業実施に真に必要な経費のみ計上可能としておりますので、その観点からも事業に関わっていない部分の人件費をN連計上は困難です。	「N連は事業実施に真に必要な経費のみ計上可能」とのことですが、有給休暇を付与せず、事業を実施することは労働基準法上、不可能である以上、真に必要な経費です。有給休暇が事業実施において必要ではない、つまり付与せずとも事業が実施できると言える理由を教えてください。
19	37、44	本部スタッフの「法定福利費(事業主負担分)」を直接費に計上できるようにしていただきたい。	「法定福利費(事業主負担分)」は、法律で定められた給料の一部であり、事業に必要な直接的経費であるため認めていただきたい。	直接費は資機材などの直接アウトプットされるものに係る費用ですので、一般管理費の法定福利費で計上してください。	(2)現地事業管理費で計上できるようにすべきと考える。
20	44	本部人員の人役に上限は撤廃していただきたい。またはは少なくとも1.5人役を上限としていただきたい。	本部人員の人役に上限はないにも関わらず、一方的に1.0まで削減するように求められており、適切な事業管理ができない。	1.0人役というのは1人に定められた労働時間のうち、全てをN連に従事することを指します。また、残業時間が発生する場合は理解しますが、法定労働時間を超えることを前提とした人役設定をN連で認めることは困難です。	1人の話ではなく、本部人員全員の人役合計上限についての要望である。再考お願いいたします。
21	87	「事業開始時の写真」及びその後の中間、終了報告時の写真は不要としていただきたい。	外務省HPに掲載するために必要という説明がなされているが、実際は掲載されておらず、提出する意味が見受けられない。	写真については、実際に事業が実施された内容を当方が視覚的に確認する意味においても、非常に重要です。外務省HPに掲載している実績で、過去に掲載した案件については「事業の開始前の写真」を載せていない実績もございますが、現在の掲載形式では「事業の開始前の写真」を掲載しております。ODA見える化として国民へ広報する際、目で見て分かりやすい写真は大変有効ですので、ご協力をお願いします。	前後で確認するために必要というのは理解する。一方、外務省のホームページにおいて、本来アップロードされているはずの写真や申請・報告書の多くは、近年アップロードもされていない。「見える化」が本当にできているのか。
■変更申請・報告					
22	26	「やむを得ない事情により事業内容や予算の配分を変更しなければならない場合」という文言における「やむを得ない事情により」を削除していただきたい。	「やむを得ない」という言葉の範囲の解釈が人によって異なり、この言葉があるために、変更は一切認めないというスタンスで臨まれる大使館員が少なくない。申請時と事業実施時の現地の状況は多少なりとも変わって当然であり、実施時の状況やニーズに即した質の高い事業とするために、変更は柔軟に認めていただきたい。	現地の状況が変わることは理解いたします。他方、N連は申請内容を以て審査および供与額を決定していますので、前提としては申請内容どおりの活動や費目を想定しているため、この文言を記載しています。大使館担当者とのやり取りで大きな問題が生じる場合は、民連室にもご相談ください。	ODAは、「国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献する」という目的のために存在する以上、質を高めるためにニーズに合わせて、柔軟かつ迅速に変更することを奨励しなければ、そもそものODAの目的にも反する。第三者評価においても、業務の効率化が提言されており、提言を真摯に受け止めていただきたい。左記提案に関しては、「申請時の状況の変化により(←原文: やむを得ない事情により)事業内容や予算の配分を変更しなければならない場合」としてはどうか。

23	26	変更報告条件である「活動細部(活動に用いる物品の変更等)の変更や事業規模の拡大又は縮小(研修の回数増減等) 物資等の追加購入で、事業の上位目標達成のために必要なもの(注3)」は、削除していただきたい。	変更報告のやり取りが煩雑過ぎて、「働き方改革」や「質の高い事業」と真逆の結果となっている。上位目標に合致し、20%以内の変更であれば、変更報告はなしとしていただきたい。物品1つを追加購入するだけでも、変更報告を提出してから報告を「受理」するまでに一か月以上要しており、その間事業は止まり、物品の在庫もなくなってしまった。実態として変更申請と変わらない対応であり、事業に与える影響が大きすぎる。	上記同様、N連は申請内容を以って審査および供与額を決定していますので、前提としては申請内容どおりの活動や費目を想定しているため、この文言を記載しています。また、精算時は申請時の予算詳細に記載された費目や回数等がN連計上対象であることを前提としていますので、新たに発生する費目の追加や、活動回数の変更も報告をお願いします。他方、室内での確認に時間を要さないように、変更報告で記載してもらう内容をより明文化することを検討します。	同上
24	27	「事業変更報告」の提出が不要な例として「為替の変動による物品の単価変更」における「為替の変動による」を削除していただきたい。	この記載を基にした解釈として、「為替の変動以外の物品の単価変更」は10円であっても増額の場合は「変更報告」が必要だと民連室担当者から指摘された(減額の場合は不要)。10円の変更のために民連室担当者もNGO側も書類作成・確認と何時間もの労力をかけている状態で、納税者に説明できる適正な利用方法とは言えない。	為替変動による大幅な増加は精算時にも指摘が入る可能性があることを考慮しますが、原則今までどおり、「為替の変動による物品の単価変更」の変更報告は不要です。	左の返答になっていない。為替以外の要因に基づく単価上昇も不要とすべきという提案となる。10円単価が上昇しただけで多くの時間と労力を要する変更報告を提出させることは、税金の使用法として国民の理解は得られない。
25	80	変更報告例文の通り、「なお、不足する●●円については、予算の20%を超える範囲で2(1)(イ)本部スタッフ(経理担当)人件費から流用し、不足分は自己資金で対応する。」との表現で、受理することを徹底していただきたい。	例文に則って提出しているにも関わらず、実際にはどの項目のどの物品の予算からどの項目の何にいくら移動するのかを細かく記載するよう求められており、要領を順守していただきたい。	変更に伴う財源の確認等は変更報告・申請内容を検討する上でも重要な事項と考えています。ついては、例文の書きぶりの変更を検討致します。	同上。変更前に相談していただきたい。
■完了報告等					
26	29	国家資格を有する公認会計士(監査法人)が、外部監査をしている以上、外部機関での確認は不要といただきたい。	国家資格を有するものが厳選な監査をしたあとに再度、(資格も有していない)外部機関が確認をすることは、納税者に説明できる体制とは言えない。	外部調査での確認は、実施要領に記載しているとおり、収支関連の提出書類が「実施要領」に従って作成されていることについての確認調査です。外部審査機関で行う審査は、申請時の内容と照らし合わせて、N連として適切な計上かどうかを確認しています。	JPFでは公認会計士(監査法人)監査のみで、その正しさが担保されている中、N連では重複確認がなされないと「適切な計上かどうかを確認」できない論理的な理由はなにか。そもそも会計検査院から返金遅延について指摘があり、その改善案の一環として、重複確認の問題を解消するために、外務調査に「合意された手続」AUPの概念が導入され、外部審査機関での審査を廃止する方向で話が進んでいたはず。議論が後退している。
27	106	人件費実績表「残業時間」の項目を削除していただきたい。	左記項目はその下のどの項目の数式にも影響を与えておらず、計算式として意味がない。また、月の残業時間のうち、何時間がN連従事時間を算出することは、物理的に不可能である。	必要性について室内でも再度検討します。	協議結果を教えてください。
28	106	人件費実績表「従事人月の表示を小数点第三位以下切り捨て」から「第三位以下を非表示」としていただきたい。	給料等において、実際の計算は「総支給額÷総労働時間×N連従事時間」で計算することが一般的であり、「従事人月」の部分で小数点第三位を切り捨てることで、実際の給料計算上の数値との誤差が発生してしまう。	非表示とすると、エクセルの仕組み上、正確に計算ができなくなります。N連計上部分はN連人件費実績表に則った計算額で団体内の会計処理をお願いします。	各団体で対応するのは、そんな簡単な話ではない。例えば、ある人がN連事業と収益事業を担っていれば、従事按分の計算式を変えることで納税額が変わる。外務省と税務署に異なる計算式や数字を出すことはできない。また団体内でN連従事者だけ計算式を変えることはできない。切り捨て、四捨五入、非表示等、各団体の給料計算式を尊重し、柔軟に選べるようにしていただきたい。
■シンプルな修正・訂正					
29	22~24、32~33、50	同一の名称の書類には、実施要領のいずれの箇所においても同じ番号を付して頂きたい	番号に矛盾があり、提出時に混乱が見受けられるため、	ご指摘の点を修正します。	ありがとうございます。
30	83	変更申請書の「2.経費配分の変更内容」の枠の長さを調整できる設定にいただきたい。又は枠をなくしていただきたい。	枠の長さの調整ができず、1枚に収まる内容が2枚になってしまうことがある。	様式を確認して修正を検討します。	ありがとうございます。
31	—	HP掲載ファイルの名称を数字から様式名に変更していただきたい。	各様式のファイル名が数字となっており、複数ダウンロードした場合、各ファイルがどの様式なのか名前前で判断できない。	大変申し訳ございませんが、HP掲載部署に確認したところ、ファイル名の形式を変更することは困難な由です。	では、どうすれば、変更できますか。

■前回のTFでの追加提案事項					
32	69	「一般管理費等の拡充申請に当たつての確認事項」における適用要件1.8.9において、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発出年度においては、達成確認時期(3年)の中から除外し、確認対象年度を繰り越していただきたい。	COVID-19の拡大に伴う緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発出により、政府・自治体から自粛を求められ、それに従う形で多くのNGOでは、物販、講演、イベント、寄付募集営業等を中止、感染拡大防止に協力してきた。その結果、全国のNGOへの調査によると、寄付で6割近く、事業収益で8割近くの団体が減収となっている。政府・自治体に協力した結果の減収であり、それが原因で一般管理費割合を減少させられることは非合理である。同宣言・措置対象年度は、適用条件1.8.9の達成確認時期(3年)から除外し、確認対象年度を繰り越していただきたい。		
33		「脱炭素技術海外展開イニシアティブ」の予算をN連から捻出することは厳にやめていただきたい。	現状のN連において新規事業の約半数の予算が足りず不採択となり大混乱が齎されている中、「脱炭素技術海外展開イニシアティブ」において、輸出用の日本企業製品の購入をN連から行うとなれば、更なる予算逼迫を齎す。N連を企業の製品輸出用に使用すべきではない。		